

令和 4 年 2 月 4 日

**総務教育常任委員会会議録**

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和4年2月4日（金曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（5名）

鎌田 礼二 委員長

菅原 善幸 副委員長

小高 洋 委員

志賀 勝利 委員

土見 大介 委員

---

欠席委員（1名）

阿部 かほる 委員

---

説明のために出席した職員（なし）

---

事務局出席職員氏名

事務局 局長 川村 淳

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工藤 聡美

議事調査係主査 工藤 貴裕

---

会議に付した事件

調査事件「契約並びに私有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」

・契約事務について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 それでは、おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、阿部かほる委員の1名であります。

また、土見委員より遅参する旨の通告がありましたのでご報告いたします。

これより議事に入ります。

調査事件、契約並びに私有財産、公共用地の取得・処分及び管理についてのうち、契約事務についてを議題といたします。

本日の委員会においては、皆様よりこれまでの調査の中で感じた問題点や、当局に対する指摘事項を提示していただこうと考えており、先般2月1日にファクスにて連絡文書を送付させていただきました。また、本日の委員会において配付したい資料がある場合には、事務局へ2月3日まで提出することとしておりました。期日まで事務局へ提出のあった資料を皆様へ配付したいと考えますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 では、異議なしと認め、資料を配付いたします。事務局から配付をお願いします。

それでは、配付資料について志賀委員より説明をお願いいたします。とりあえず3日までの提出はそれなんですね。（「あともう1つ資料」の声あり）

資料を出していただきたいということなんですね。（「そうです」の声あり）そうすると、これですね、これ。（「そうです」の声あり）皆さん、今要望がありましたが、この塩竈市災害復旧連絡協議会支出関係の資料、配付してよろしいですか。（「はい」の声あり）よいということで、では、配付をお願いします。

まず、説明に入る前に、志賀さんから提出していただいた問題点については、これ、過去の事例が上半分が載っているわけですがけれども、いわゆる今回取り上げているのは、この間資料要求したこの内容になるわけですがけれども、これを主体でお願いをしたいと。その裏付けとしてこういうことがあったというような説明であれば構わないとは思うので。（「どこに問題があるのかということころを」の声あり）いわゆるメインはこっちですよ。その問題点を指摘するに当たっての資料がこれですということであればいいと思いますので、その辺を勘案しながら説明をお願いしたいと思います。

○志賀委員 まず、最初の1枚目。（「マイクを」の声あり）これについては、過去にあった問

題の中での、事例での問題点ということです。まず、国の補助事業を受ける契約方法ということで、大震災のときの復興事業、これが国の実施要綱に定める契約法の遵守についてということ書いてあります。まず、東日本大震災復興事業に向いている分野、これを創出事業というのがあります。これが30、28事業ぐらいかな、やったわけですがけれども、それで、この実施要綱の中には、国が示すには、国は概算払いで契約しなさいというふうに実施要綱をうたっているわけです。そういったものを仕様としてこういうふうに行ってきましたと。私が住民監査請求をしたわけですが、その際の監査委員の却下の理由としては、これは概算払いで契約やっけていて、内容については何ら問題ないんだという文言をつけて監査請求を却下されたわけですが、この裁判では塩竈市は概算払いじゃなくて確定契約であるという事情に変わりました、それで、結果としては確定契約が認められて訴えは却下されたということなんです。そして、その後の説明は別の資料で説明します。それと、あと東日本大震災復旧・復興事業、これについては一時仮置き場業務、要は瓦礫を収集、まとめて、それから選別作業をして、それで有価物と燃えるものと再利用できるものの選別をするという業務があったわけですが、それは、結局何人を使うか分からないし、どれだけ重機を使うか分からない中で、当然のことながら国は単価契約で事業を行いなさいと。で、塩竈市でも特別委員会の中では、市長はじめ皆さんが単価契約であるという説明をしていて、特別委員会では単価契約の前提のもとに中身の精査をしたわけです。その中で、一番問題になったのが、一番初めは島民給与というのがありまして、各下請の方が仕事をやったと、建設会社の方が島民を雇って、本来は雇って払うべきものを、なぜか連絡協議会が雇って島民の給与を払っていたという実態があって、その数が我々が、各議員がいろいろな現地で確認していた数字と実際に上がってきた数字にかなりの乖離があったというところからの、かなりその部分が当初議論になったわけです。それで、裁判と……。

○鎌田委員長 すみません、志賀委員、先ほど言ったように、今回総務教育常任委員会で取り上げているこの事案を審議する場になっていますので、これ主体でお願いしたいと思います。これの中で、いわゆる、この前の時点で、この中で例えばどこかの部分を説明するに当たっては、前の事例としてこんなのあるよという、そういう話であればいいと思うんですけれども、ここだけをこう説明していくと、この会がまた違った方向に行くので、それを参考資料としての説明にしていきたい。

○志賀委員 あのね、残念ながらお三方は全然分からないの。この件については、委員会の解散

後に来た方だから。だから、そこを一応説明しているわけです。

○鎌田委員長 前置きですね。

○志賀委員 前置きです。だから、そこを示さないと分からないんだもんね、君たちね。だから、そういうところが単価契約でやっている前提のもとになっていたのが、裁判では総価契約であるということ。総価契約は何かというと、最初から金額を決めて、総額を決めて契約したものだというように変わっちゃって、結局裁判ではそれが認められて訴えが却下されたということなんです。そうすると、じゃあ議会でこの市が、当局が説明している契約内容と実際裁判で争った契約内容が変わっていいのかという問題点ね。そういった問題の発生を防ぐためにはどういった契約方法を、契約内容の書類を整えなければいけないのかということがあるわけです。今後防ぐためには。それで、そういった中で1つの例として、この後の、この次に積算設計書での一般管理費の諸経費の概念ということで一時仮置き場の越ノ浦、新浜、中倉、浦戸地区は一応15%という基本的な線があったわけですが、なぜか下請会社から連絡協議会に上がっている請求書を見ると30%という経費があったり、非常にその辺が統一されていないと。それで、こういう公共事業の元請と下請の関係というものは、平成14年に下請保護法という法律ができて、発注者は元請と下請と契約内容についてもしっかりと確認することというふうにならわっているんですが、そういうことがあるにもかかわらず、元請と下請の事務諸経費のパーセンテージが違ったりするということが現実に起きているんです。それがこの別途の資料にありますけれども、そういった齟齬を防ぐためにはどういう手が必要なのかということです。それと、一般的に建設土木の設計するときの諸経費の割合というものが、じゃあ何が正しいのかということ、やはりある程度明確に役所の契約明細の中でうたうべきではないのかなど。そして、諸経費という中身がどういうものが入っているのかということも明確にしておいたほうがいいのではないのかというふうに思うわけです。なぜこういうことを思うかというと、これは重点分野雇用創出事業の際にいろいろな問題があって、こういう思いに至ったわけですから。

それで、今度は今日お出しした、別途、そのA3の資料です。塩竈市災害復旧連絡協議会支出関係ということで、これは特別委員会に提出された資料なんですが、その中から一部抜粋してちょっと今日資料をこちらに持ってきたわけですが、例えば、次のページを開いていただいて、84、83ページです。それが、一番最初の、平成23年の4月、要するに浦戸の災害復旧事業が始まった当初、最初の資料なんです。それで、ところが当然、単価契約の下に発注

されているはずなので、それでバックホウ、バケット、これは重機ですね、それからダンプが上がってきている、あと交通船がここに入っている。それから破碎機です。それから、下のほうには作業員の数ですね。普通作業員、軽作業員、特殊運転手、一般運転手、それから土木一般世話役と。この土木一般世話役というのは、各現場の責任者ということになります。それから一般運転手というのは、トラックの運転手、そして、特殊運転手というのは、重機等のオペレーターということになります。それで普通作業員がいて、あと簡単な分別作業の場合が軽作業員ということになります。そういったものがこうやって毎日仕事をやって積み上げたものが、84ページの左側の下に諸経費、15%と書いてありますよね。これが使った部分の金額に対して15%を掛けて328万7,918円という諸経費を足した額が一応その月の請求金額というふうになるわけです。

それで、その次に、今度、その次のページのA4の紙、横向きのものを見てください。これは、連絡協議会から市に対して浦戸での一時仮置き場の請求内容になります。この4,900万円という支払い金額が、ここには、桂島、野々島、寒風沢、朴島、瓦礫一時仮置き場管理業務と書いてあって、東華建設が700万円、東北重機工事が600万円、島民労務費が270万円、それから晃信建設が2,300万円、千葉鳶が589万円、鈴木工務店が299万円、和田電気が184万円というふうに金額が書いてあって、それで次のページに行くと、次が支払内訳明細書というものがあって、ちょうど下から3分の1ぐらいのところ、ここに諸経費とありますね、そこには30%と書いてある。15%なのが30%と書いてある。それで、ただ金額は15%なんです。15%掛けた金額なんです、金額はね、2,100万円の、諸経費が30万円入ったと。これは、単純な間違いであるというふうに考えるのか。

それと、あとその次の次です、A4の紙を見てください。ここに東北重機工事の作業内容の明細が書いてあります。ここには、ちょうど右側の真ん中ぐらいに、ちょっと見づらいですけども、諸経費30%、それで30%掛けた金額がここに表示されています。四百何十万円で130万円です。だから、本来であればこういう間違いというのは、市が元請と下請の契約内容をきちんと確認していれば起こりえない間違いなはずですよ。それが、全然そういう確認を注文主がしてこなかったということで、こういった間違いが起きてきているということなんです。ですから、こういう間違いをちゃんと市の条例として、条例どおりのことでやっていたら問題はないはずなんですけれども、結局一部の方の恣意的な指示によってこういった問題が起こってきて、結果として騒ぎになったわけですけども、そういったことを防ぐ、

今後防ぐためにはどういったことが必要となるのかということになるかと思いますが、それで、東北重機工事の請求内容については、一応、11月分からは15%になっています。だから、7、8、9、10と30%でやっているという、それが本当は起こり得ないことなんです。

それで、今度は次のページに行ってください。

これが、一応契約内容から書類、必要な書類があるので、それを元にちょっと説明しますが、でも、まずここに書いてある浦戸諸島災害廃棄物仮置場管理業務委託7月分と、精算設計書というように書いてあります。こういうのは書類としてあって、その裏には変更負担行為書ですよ。これは何かというと、一応この当時の仮置き場業務の年間の金額という形で表示されています。ただ、これは後に変更になります。それから、次、業務報告書というものが請求書についてくるわけですが、これはこういうふうにやりましたと。それで、その裏には、浦戸災害廃棄物撤去他業務委託日報という形で使った重機とか台数、そういったものがここに載ってきております。

○鎌田委員長 志賀委員、これはそうすると、これ今から説明するのは、やっぱりこの諸経費の15%、30%の絡み。

○志賀委員 だから、そういう間違いを起さないようにするためのこれからどうしたらいいのかということ、委員会としてその契約内容の条例を定めるときにどういうものがいいのかということをお話しているんです。

○鎌田委員長 違うという説明は今あったわけですが、それであればここでの話はここでもいいのかなというふうに思うんですけども、資料を見るとね。

○志賀委員 だから、違うということは現実に起きていますよということ。だから、これはあってはいけないことだと思う。ということです。だから、そういったことはあってはいけないことを行わないためにはどうすればいいかということを考えていかなければいけないと。

それで、次に、今度下のページ数、だから99ページ、ここには委託契約書というものがあって、いろいろ書いて、契約についての、書いてありますが、これは、一定の規定に基づいて同じ契約内容のものを全部使い回ししているものであります。それで、これは、この契約は、重点分野の契約書になります、ここからは。そして、次に、107ページには仕様書というものが、あります。これにも、例えば、107ページ仕様書には、下のほうに、下から6行目ですか、

(2)に業務委託料及び予定される人件費というものが、こいつが抜けています。数字が抜けているわけですから、そうすると、こういうことが本当はあってはいけないはずなんです。そ

れで、本当は仕様書にちゃんと概算払いであるとか、ということを引きちんと本当はうたっておかなければいけないのかなと、本当に人を5人までということだったんだけど、常時5人雇える環境ではないはずなんです。結局みんな忙しくて人が足りなかった、そういった中で人を集めるということが塩竈の場合には非常に大変な状況の中ですし、だから、ここで、もう最初から金額を確定して契約するということがあり得ない話で、その中で国が概算払いでやっているということ、国が実施要綱で概算払いですよといったことですから、こういった仕様書にもちゃんと概算払いですよということをうたうべきではないのかなというふうに。そうすると、契約内容がはっきりするのかなというふうに感じるわけです。ただ、この仕様書というものもちょっと、ちゃんと、その業務業務に合った仕様書をつくり上げていくことが必要ではなからうかというふうに感じているわけです。

その次です。今度139ページ、ちょっとめくって行ってください。

いいですか。これは、どういうことなのかといいますと、まず決算委員会報告、毎年の決算特別委員会に報告されている報告書、来ているわけですね、それがここに書いてある人件費が1,500万円の消耗費が330万円の燃料費が120万円、賃貸料が200万円、一般管理費が365万円と書いてあるわけですが、これを議会に報告するわけです。ところが、平成28年かな、おかしい、資料、平成27年の決算委員会のときに、この明細、領収書等の明細の資料要求をしたわけです。というのは、この委託業務ですが、実施要綱の中にはこの事業をやるに必要とされる経費は認めるけれども、それ以外の経費は認めませんというようになっていて、それで、あと概算払いですから、当然精算するときに領収書等々の突合せをしなければいけませんということになっていたんです。ところが、そういうことを全然塩竈市はやっていなくて、ただ適当に数字を並べて決算特別委員会に報告を上げてきたと。それで、資料要求をしたら実は消耗品330万円といったのが200万円しかありませんでした、要するに領収書がないわけです。それから、燃料費は120万円だったのが18万円でしたと。それで、賃借料が200万円なのが170万円だと。これだって車両損料というのは、これは、本来は賃貸、リース契約で必ずやりなさいとうたっているんです。そういうことをしていない、リース使わないで実車両を利用していると。業者が持っている車両を利用して、それで県の産業建設機械の基準価格というのがあるんですけれども、そういうのを利用して払っていると。それから、車両使用燃費も、実際かかったものは98万円ですけれども、実際には14万円、98万円が……。

○鎌田委員長 志賀委員、3日に出してもらった資料の、それはどこになりますか。この3日に



出してもらった問題点の中の。

○志賀委員 この重点分野の。こういうことがあって、結局何が問題かという、一般管理費にしても300万円が106万円、これ事務経費、実際には領収書は全部チェックしていないで、いざ領収書が出てきたら経費内容が全く変わって差額分が720万円出たのが、これが管理人件費という項目に置き換えられたんです。それで、この管理人件費が何かという、この事業を請け負うに当たって技術者の資格が必要なんです。その人がいないので、いるところにか出せないという理由でここに出して、委託したわけですが、ただその技術者というのは、従来から行われている焼却炉の運転と焼却灰の運搬、この2人、2人いて、この業務に携わっていて、この保安パトロール業務にはその管理者の、一切仕事していないんですが、資格者だということだけで、その人に720万円の賃金を払ったという、仕事をしていないのに、そういう処理なんです。というようなことです。そういうのが役所として認められるのかどうかということもある、仕事をしていない人に人件費というのを払っていいのかということで、役所が認めたからそうなんだということなんでしょうけれども、一般的にはいかがなものかということになろうかと思えます。

それと、今度152ページについては、湯浅部品代というところが何箇所かあるんですが、この右、湯浅ショウテンというところがありまして、湯浅ケンキかな、この会社は株式会社なんですけれども、法人登記がされていないという企業で、実態のない会社。それが、年間250万円も物を買って、領収書として提出されている。中身が、全然明細がなくて金額だけの領収書であるというところまで、こういうものまで全部経費として盛り込んでいるということが1つの、象徴的な例なんです。こういったことを塩竈市が安易に認めてきているということで、そのところは、要するに契約の中身が明確にうたっていないためにこういったことが許されてくるのであって、今後こういった問題を防ぐためには、きちんと契約内容にそういう一つ一つのことをうたう、仕様書の中でうたっていくことが必要なのではないのかなというふうに思っているわけです。

以上です。

○鎌田委員長 はい。説明は、以上ですか。（「はい、以上です」の声あり）

ほかに契約事務に関しての問題点や、当局に対する指摘事項を提示される人はいませんか。一応資料は3日までということになっていたんですけれども、これは共通認識をしてもらうために上げてもらったわけですが、それに遅れたとか、気がついた点があれば発言を、

許可をいたします。土見委員。

○土見委員 まず、遅れてしまって申し訳ございません。遅参してしまって申し訳ございません。

印刷する場合3日までという話だったので、自分で印刷してきました。なので、そこはいいかと思うんです。今ちょっと資料を配らせていただきたいと思いますと思うんですけれどもよろしいですか。

○鎌田委員長 はい。皆さんよろしいですか。（「はい」の声あり）よければ配付をお願いします。

○土見委員 すみません、当局分が一、二枚しかなくて申し訳ないんですけれども、私のほうで何点か指摘事項を挙げさせていただきました。志賀委員が結構挙げてくれるかなと思ったので、僕のほう3点に絞らせていただいたんですけれども、大まかに3点、僕のほうからは挙げさせていただきたいと思います。あとは、もう1件、本当は挙げたいんですが。一応説明させていただきます。

まず、契約形態です。どういう契約形態を取るかというところなんですけれども、随意契約、この前の11月12日の委員会資料にもあった、例えばエアコンの整備とか、ああいう随意契約が多いんですけれども、その件って、本来競争に付すものじゃないんですかというところがあります。随意契約にしていいというふうに認められているケースというのは何件かあるんですけれども、それらのうち幾つかは競争にしたほうがよりいいでしょうと、競争にして問題ないでしょうということがあるので、その点改善、もしくは、随意契約を適用する際の条件というのをしっかり定めてあげる必要があるのかなというふうに考えております。

次に、指名委員会についてです。一般競争入札とか随意契約の際、プロポーザル方式の随意契約の際に指名委員会がそれぞれの構成をチェックしているんですけれども、指名委員会自体の内容があまり分からなくて、ちゃんとチェック機能になっているんですかというところがよく分からない状況、しかも、前回、教育委員会の佐藤教育総務課長からお話があったように、時間がない中で縦覧する形で認可を取っていくというようなことになったときには、委員会内で、それこそ委員同士の意思疎通とかできないので、ただ単にみんな判こを押しているだけの追認機関になってしまう可能性が非常に高く、指名委員会としての機能というのは果たせていないんじゃないかという懸念があります。

3点目は、報告場所の統一ということで、これ前回に志賀委員からご指摘があったことだと思うんですけれども、公告案件が出てきたときに、入札案件が出てきたときに、それをどこ

に掲示しておくのかというところが、今明確になっていません。なので、掲示されることに気づいていない事業者さんも多数おられるということは分かるので、その点はここに必ず掲示しますと、ホームページならこのページにしますということは、やっぱり明確にした上でやっていかなきゃいけないでしょう。そうすることによって、それこそ競争原理みたいなのが働くようになりますし、皆さんの目がちゃんとその契約に向くことになります。

ということで、大きく3点です。

あと、ちょっとすっかり抜けていたんですけども、一般競争にしても指名にしても、辞退率が非常に高いです。（「何率」の声あり）辞退される方が、事業者さんが辞退する率が高い、もしくは入札に応募される方が非常に少ないという状況があつて、競争原理が働いていないのが現状だと思います。この理由は役所だけじゃなくて事業者さんたちのほうにも話があるようなんですけども、その点、やはり役所としては、競争原理を働かせたいという思いはあると思うので、どうやったら競争原理が働くんですかというところをもう少し突き詰めて、入札期間とか、そういうところも整理していく必要があるかと思います。

僕のほうから大きく4点です。以上です。

○鎌田委員長 ありがとうございます。そのほかございませんか。小高委員。

○小高委員 お疲れさまです。

ちょっと、まだ具体的に、私のほうでこの問題に対してこうすべきというのが、まだまとまっていなかったもので、特段資料としてお出ししてはいなかったんですが、土見委員の資料のところにも公告の関係、やはり1点記載がございますが、公告の在り方、特にこの間の話なんかお聞きしても、どこの所管課のホームページを見て、そこにあったからあったというようなことではなかなか整理されていない中でそこを見つけて、うちでできるかできないかという検討に入れない、そういった状況はあるのかなということで1点ありました。この公告場所の統一に加えて、公告の期間についても1点短いというご指摘もありましたので、その辺りどこが最適なのかというのは、改めて議論する必要があるかなというふうに思った次第です。

あと、先ほど来、志賀委員のほうからるる、特定の案件の中でこういった問題があったということでご説明をいただきました。それで、1つには、そういう、じゃあ、どういう問題かというふうに落とし込んでいくといえますか、一般的な契約の中でここは気をつけなきゃいけないよという件に落とし込んでいく作業のほうも必要になっていくかと思うので、そこを

どういふふうにまとめるかということだと思ふんですけれども、1つには、まず議会の報告の中でと、例えば、そういったところをどういふふうに、議会への報告はこういう形でといふふうに位置づけられるのかどうか、その辺りが1点あるかなということ、あと、発注者として、例えば、元請、下請の関係が出てきたときに、そこを、行って確認していくような仕組みというのは、これは必要なのかなといふふうに思いましたので、その辺りについて、どういった示し方ができるかというのは、ちょっとすみません、私分らないんですが、その辺りの議論というのも1つ必要なのかなということで、その辺り、このお示しいただいた案件が問題点の整理をして一般論に落とし込んでいくという作業が今後必要になっていくのかなということをもまず考えた次第です。

○鎌田委員長 はい、ありがとうございます。ほかありますか。菅原委員。

○菅原委員 今、先ほど志賀委員のほうからいろいろ資料の説明もございました。私も初めて聞く中身もございましたので、これは本当に、ちょっとチェック体制がなっていない部分が多すぎるということがやはり挙げられるかなと思います。1つは、今後の契約の変更ということで、当初、先ほど当局との違いが明確になっているんじゃないかということもございました。あと、諸経費の部分も15%、それから30%、これもあり得ないことであって、これも確認すべき事項を一定にするべきではないかといふふうに思います。要は、契約の明確化をきちっとするということが、最終的には多分必要だと思いますので、その請求書の、上げられた請求書に対するチェックもしなくちゃいけないということも多分ありましたので、この辺もきちっと精査していただきたいということで、今後やはりやっていただければいけないんじゃないかといふふうに思います。土見委員からも随意契約に関する指名委員会、それから告示に、私もやはり告示に関してはみんなが競争入札なので、皆が参入できるような体制をしなくちゃいけないというのが原則だと思います。ですから、その辺の当局の公告の在り方について、これも出してもらいたいという部分があるんですけれども、その辺の解決もできれば。聞くことは、企業が聞くことはあり得るとは思ふんですけれども、これは企業側の考えであって、そういった、一応告示に関しては、やはり一定の基準を設けて、皆が参入できるような体制だけを取っていくということをお願いしたいと思います。

それから、1点、ちょっと委員長とも相談した部分があったんですけれども、起案の中で、やはり起案から最終的な市長の決裁までがあるわけなんですけれども、その期日が同じ日になっているというのが、私も企業として社員になったときに、社長の決裁というのは当然

ながらあるわけですが、同じ日に同じ決裁をするというのは、まず不可能じゃないかという部分がありますので、その辺の、なぜ同じ日になっているのか、判を押すということは、やはりある程度チェックしないと判を押せないという部分がありますので、その辺の日にちをきちっとするためには、1週間なり、例えば、もう本当に時間かかるのであれば10日なりかかる最終決裁になるかなと思いますので、その辺のきちとした精査も必要じゃないかという部分が挙げられると思いました。

あと、仕様書も、当然だけれども、きちっとしていかなければいけないんじゃないかと思えますので、私からの意見でございます。

○鎌田委員長 はい、どうもありがとうございます。

皆さんの意見やら何やらをずっと聞いてまいりました。それで、ちょっと私の主観があるんですが、やはりこの考え方として、競争性が成り立っているかということが、私はポイントだと思っているんです。そんな意味で、この間1月21日に非公式で会議を開催した折に、いろいろと意見が出ました。あの意見に尽きるのではないかと私は思っているんです。まず、1つ何が出たかという、公告の仕方です。何かインターネットでホームページに載せただけとかというようなことがありましたけれども、この公告の仕方。それから、公告から入札までの流れ、期間、これが問題だったと思うんです、2点目として。それから、あと契約方法と、契約方法については、先ほど志賀委員からとうとうと話いただきましたけれども、やっぱり細かな仕様がきちんと決まっていなくて、明確にされていないという、その辺、経費も含めて、その中には参加資格の観点がありますので、期間も短いと公平な競争にはつながらないというふうに思うんです。そんな意味で、整理をすると、もう1回言いますけれども、基本的な考え方としては、競争性が成り立つかという、競争性を確保しないといけないということが私は明暗になると思うんです。皆さんの考えはどうかは分かりませんが、後お聞きしたいと思います。で、それを確保するためには、公告の仕方、公告から入札までの期間、それから契約方法、これは仕様書だと、内容だと、諸経費も含めて、そういうふうに皆さんの意見もお聞きしましたが、そこに全部集約されるのではないかと私は思うんですが、この点についてはいかがですか。これ、今後、これからの話はちょっとフリートキングの形式で、ぼんぼんと意見があればこれに対してこうだという話に、ちょっとしていきたいと思うんですが。（「じゃあ、休憩」の声あり）休憩。休憩、そう。

じゃあ、暫時休憩にいたします。

午前10時45分 休憩

---

午前11時39分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩中に決まったことについて、事務局より報告をお願いします。

○川村事務局長 それでは、今後の委員会としての審査の項目は大きく5点ということでございます。

まずは、随意契約のガイドライン、契約規則の点検、見直しという内容、2点目としましては、公告の仕方、3点目としまして、公告から入札するまでの期間、あと4点目としまして、契約方法も含めた仕様書の在り方、5点目といたしまして、チェック方法・チェック体制の在り方という内容で今後審査を行っていくという大きな方針だということでございます。

次回につきましては、まず、時期としましては2月定例会終了後、こちらについては正副委員長に案を出していただいて、2月定例会中に皆様にご相談、提示をさせていただくという形で進めてまいりたいと考えてございます。

内容といたしましては、当局は呼ばない形での委員会の開催ということで、具体的な中身は、ガイドライン、あと契約規則等の問題点洗い出しを行うという内容で確認いたしたいと思えます。その内容でよろしいかどうかお諮りいただけますか。

○鎌田委員長 今局長より説明をいただきました。

その内容でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、そういうふうにご決定をいたしました。

本日はどうもお疲れさまでした。

午前11時41分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌田 礼二